の実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、法面整備工事（法枠工、吹付工、植生工、コンクリート張工等）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の土木工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「岩国飛行場（H27）愛宕山地区法面整備工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成28年度から平成30年度において国立研究開発法人理化学研究所の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 27 年 11 月 27 日

国立研究開発法人理化学研究所

財務部長　佐藤　　毅

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11

1　申請の業種区分

①　物品の製造

②　物品の販売

③　役務の提供等

④　物品の買受け

2　申請書の受付期間　平成28年１月６日～平成28年１月29日（土、日曜日、休祝祭日を除く。）の10時から17時（12時から13時30分を除く。）。

なお、その後においても随時受け付けますが、資格決定の時期が遅れます。

3　参加資格の申請

⑴　申請書の入手方法　下記の申請窓口において当研究所の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を配布します。また、インターネットにより、当研究所のホームページにアクセスし、申請書を出力することもできます。

⑵　申請書の提出方法　申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、申請窓口に提出すること。郵送等によることも可。

国立研究開発法人理化学研究所の全ての事業所の共通資格となります。

申請窓口は以下のとおり。

国立研究開発法人理化学研究所

〒351―0198 埼玉県和光市広沢２－１

財務部契約調整課　電話048―467―9508

【添付書類】

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品の製造等）

②　登記簿謄本

③　財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

④　営業経歴書

⑤　未納税額のないことを証明する納税証明書（消費税及び地方消費税（法人及び個人）、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合））

⑶　申請書等の作成に用いる言語及び通貨

ア　申請書等は日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑷　申請に関する照会先　申請窓口に同じ。

4　資格の有効期間

⑴　定期登録による資格　平成28年１月６日から平成28年１月29日までに受け付けた競争参加資格申請に係る有効期間は平成28年４月１日から平成31年３月31日までとする。

⑵　随時登録による資格　平成28年２月１日以降の受付分については、資格認定通知書の日付から平成31年３月31日までとする。

5　競争に参加することができない者（有資格者としない者）

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、２年を経過していない者又は代理人、支配人その他の使用人として使用する者

①　契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　その他、研究所に不正な行為をした者

⑦　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6　競争参加者の資格及び審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、審査項目ごとの実数に基づき附与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記の区分に基づいて格付けする。

7　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送します。

8　申請内容の変更　申請後に次の事項（①～③）に変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」を速やかに提出して下さい。

①住所　②商号又は名称　③代表者の氏名

9　その他

⑴　「物品の製造等」に係る競争契約参加資格を得ようとする者で、平成28年度以降の国（中央省庁）の統一資格（「全省庁統一資格」）を得ている者又は得ようとする者は、この公示するところによる申請の必要はありません。国の統一資格の資格審査結果通知書の写しを提出していただくことにより認定があったものとします。

⑵　当研究所で認定された競争契約参加資格では国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれません。

別記　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造等

ア　物品の製造

①　90点以上　　：Ａ
80点以上90点未満：Ｂ
55点以上80点未満：Ｃ
55点未満　　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満